第百五十九条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項の規定」を「の規定」に、「第一項の決定又は第二項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百六十条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「第百二十条第一項第八号」を「第百二十二条第一項第三号（還付等を受けるための申告）に、「に掲げる」を「（確定損失申告）に掲げる」に、「予納税額」を「これらの規定に規定する予納税額（次項から第四項までにおいて「予納税額」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「おいて、これらの規定」を「おいて、同項」に、「うち、これら」を「うち、同項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第二号ロ」を「第二号」に改め、同項ただし書中「次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める」を「その年分の所得税に係る確定申告期限（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

イ　更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。）　当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ　国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）　当該決定の日

二　その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第百六十条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第二項」を削り、「第一項から第三項まで」を「同項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第百六十六条中「第百二十条第一項第三号」を「第百二十条第一項」に改め、「確定所得申告」の下に「（第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額控除）とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定による控除」と、同条第二項」を、「第九十五条第二項又は第三項」の下に「（外国税額控除）」を加える。

第百六十八条の二中「第八号」を「第五号」に改め、「確定所得申告」の下に「、第百二十二条第一項第一号から第三号まで（還付等を受けるための申告）」を加える。

第百七十六条第五項及び第百八十条の二第五項中「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第百九十六条第一項中「。第百九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）において同じ。」を削る。

第百九十八条第二項を次のように改める。

2　第百九十四条から第百九十六条までに規定する給与等の支払を受ける居住者は、これらの規定による申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、その者の氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならない。

第百九十八条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「その」を「当該申告書の提出の際に経由すべき」に改め、同項を同条第五項とする。

第二百一条第一項第一号イ中「特定役員退職手当等」を「一般退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項」に、「以下この項」を「次号イ」に改め、「以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）」を削り、同号ロ中「特定役員退職手当等」の下に「（第三十条第五項に規定する特定役員退職手当等をいう。次号ハ及び第二百三条第一項第二号において同じ。）」を加え、「次号ロ」を「次号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　その支払う退職手当等が短期退職手当等（第三十条第四項に規定する短期退職手当等をいう。次号ロ及び第二百三条第一項第二号において同じ。）に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

(1)　その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　百五十万円とその支払う退職手当等の金額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

第二百一条第一項第二号ハ中「その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する」を「イからハまでに掲げる場合以外の」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも短期退職手当等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

(1)　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額と百五十万円との合計額

第二百一条第二項中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改める。

第二百三条第一項中「。第四項において同じ。」を削り、同項第二号中「当該退職手当等が」を「当該支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等又は」に改め、「又は一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条第四項中「その退職手当等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に、「申告書に記載すべき事項」を「記載事項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第二項後段の規定を準用する。

第二百三条第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。